を組織し、救急業務を実施する市町村を組合実施市町村（以下この表において同じ。）以外の市町村	株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行っている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）	その他の市町村	新隊設置市町村
分の二である市町村	高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	四、七五〇、〇〇〇円	一九、〇二〇、〇〇〇円	高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村
	三八、〇四〇、〇〇〇円			高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村

を組織し、救急業務を実施する市町村を組合実施市町村（以下この表において同じ。）以外の市町村	株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行っている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）	その他の市町村	新隊設置市町村
分の二である市町村	高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	四、五七〇、〇〇〇円	一八、二九〇、〇〇〇円	高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村
	三六、五七〇、〇〇〇円			高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村